

# 集落営農組織法人化推進事業

## 目的

法人化後の経営安定に向けた支援を行うことにより、野菜の契約栽培を取り入れた経営の複合化や担い手間の交換分合による機械の共同利用等の効率化など、経営発展にチャレンジできるような集落営農の法人化を加速的に推進する。

## 目標

平成32年度までに全集落営農組織の約7割にあたる344組織を法人化することを目標とする。



## 事業内容

集落営農法人の設立初期に必要な経費に対する補助

(補助率：1/2以内・上限70万円)

《助成対象となる経費の一例》



事務用品等購入費



税理士等相談費



新規作物試作経費



共同利用機械購入費

※農地中間管理機構を通じて農地の交換等による集団化（交換分合）に取り組む場合、補助率2/3以内・上限100万円（平成30年度まで）

## 事業期間

平成28年度～平成32年度

### 法人化と併せた地域内の担い手間での交換分合への取組

これまでは・・・  
信頼がない相手に委ねることの抵抗感や個人間では地域全体の農地利用の話合いが困難などの理由で、交換分合が実現できなかった



法人化すれば、  
法人内、法人と大規模農家、  
地域全体での農地利用の話合いが  
しやすくなる

#### 集約・交換分合のメリット

- さらに、
  - ・品種ごとの作付の団地化が可能
  - ・日々の管理や機械作業等の効率が向上し、コスト低減が可能
- 集落営農法人及び大規模農家の双方ともに経営発展し、新規作物の導入や6次産業化など新たなチャレンジができる

補助率2/3以内  
(上限100万円)

#### 交換分合タイプ

経営面積の  
2/3以上を  
中間管理機構  
を通じて  
利用権設定

概ね2ha以上  
交換分合

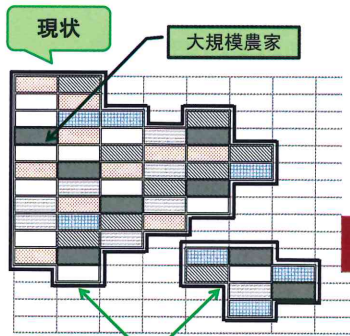
これまで数十年にわたってできなかった、地域全体での交換分合の取組を促進

A法人

大規模農家

#### 一般タイプ

A法人



※ 集落営農組織の加入農家の圃場と大規模農家の圃場が混在



#### 法人化

補助率1/2以内  
(上限70万円)

※ 法人化しても大規模農家の圃場は点在したまま